



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

**E-mail : [contact@caderas-martin.com](mailto:contact@caderas-martin.com)**

2013 年 10 月

概略インフォメーション

**【資本金の半額損失】**

Perte de la moitié du capital

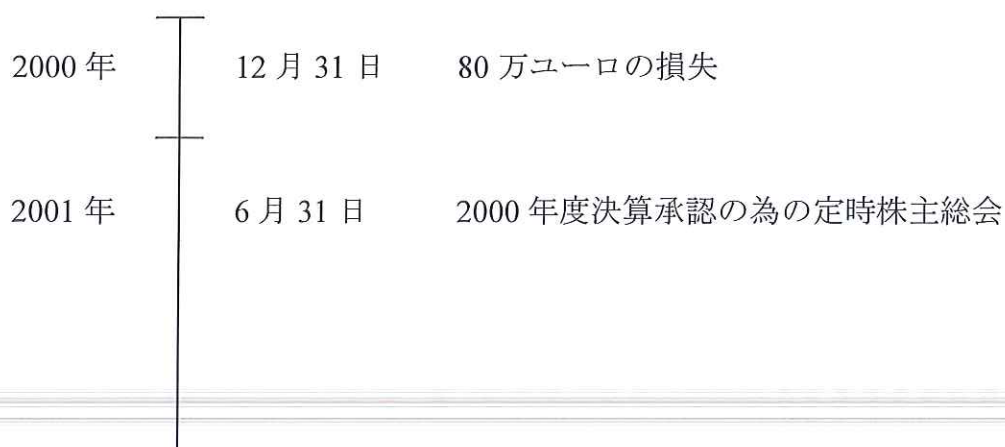
営利企業に関するフランスの法律は、企業の自己資本が資本金の半分を下回った場合にとらなければならない措置を規定しています（株式会社については第 L225 - 248 ・ 1 項、有限会社については第 L223 - 42 条 ・ 1 項、簡易株式会社は L227 - 1・3 項）。

この措置をまとめると次のようになります。

1. 企業の解散か存続化を決定する為の株主総会を開催する事（この臨時総会は、前年度の決算承認の為の定時総会以後 4 ヶ月以内に開催されなければなりません、実際にはしばしば定時総会と日を同じくして催されます）。
2. 存続が決定された場合、上記の損失確認の株主総会が開催された年度から数えて遅くとも 2 年目（翌々年度）の会計年度終了時まで、以下のいずれかの処置を講じる事が必要です。
  - 利益を上げる、または増資を行うことによって、自己資本を少なくとも資本金の半額にまで立て直すこと、あるいは
  - 積立金分を控除した後の損失額と同額の減資を行うこと。但しその場合でも、減資後の資本金額が、法定の最低必要資本額を下回る事は認められません。

例をあげてみましょう。 株式会社K社の場合、

A	— 資本金	1. 000. 000 ユーロ
B	— 積立金	<u>200. 000 ユーロ</u>
C	— A + B 自己資本総額	1. 200. 000 ユーロ
D	— 2000 年度（1 月 1 日から 12 月 31 日）中に記録した損失	<u>— 800. 000 ユーロ</u>
E	= C - D	400. 000 ユーロ
		2000 年 12 月 31 日時点での自己資本
		(1. 000. 000 ユーロの半額以下)



—  
2002年

—  
2003年 12月31日 自己資本再建の最終期日

自己資本を再興させるには、以下の2つの方法があります。

1. 2001年2002年2003年の3ヵ年の間に、あわせて10万ユーロ以上の利益を上げる。
2. この3年間に利益も損失も出さなかった場合は、20万ユーロの増資を行う（その結果、新資本金=120万ユーロ、自己資本合計=60万ユーロとなります）。

又は、自己資本を増やす代わりに、積立金を控除した後の損失額に等しい減資を行うことも可能です。この場合、新資本金は40万ユーロとなります。

$$800.000 - 200.000 = 600.000$$

$$1.000.000 - 600.000 = 400.000$$

以上、ここでは概要の説明だけに留めましたが、実際には、この様な事態にあたってはいかなる場合にも、皆さんの法律顧問及び監査人の意見を求めるべき事は言うまでもありません。